平成３０年（フ）第８号
広島県江田島市沖美町美能1016番地
破産者　大越　勝博
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３０１号
福岡県筑紫郡那珂川町中原東１丁目１番３－407号　向原団地Ｒ３
破産者　中村技建こと　中村　稔治
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３６４号
福岡県糟屋郡宇美町桜原３丁目15―５、住民票上の住所福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目３番３―207号
破産者　ｃｏｕｎｔｒｙ－ａｎｇｅこと　伊藤　博明
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３６５号
福岡県糟屋郡宇美町桜原３丁目15―５、住民票上の住所福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目３番３―207号
破産者　伊藤あゆみ
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５号
熊本県山鹿市古閑1140番地３
破産者　宮田　理衣
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２９年（フ）第５４７号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町11番26号　エクセリア内屋敷205号
破産者　永冨　　繁
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４４号
福島県郡山市田村町徳定字八斗蒔田26番地の４　コーポＫ＆Ｆ103号、前住所福島県郡山市富田町字大徳南31番地の１（前々住所）群馬県前橋市富士見町石井1680番地６
破産者　小池　俊哉
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２９４８号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2262番地18、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市今宿623番地28
破産者　萩原　　学
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６４４号
横浜市神奈川区栄町２番地１　キコー横浜ビル407号
破産者　長嶺　涼子
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲2321番地２
破産者　川村　健二
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第１０号
福岡県田川郡川崎町大字池尻800番地の４
破産者　大平　　豊
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第１４４号
宮崎県延岡市北川町長井1381番地
破産者　小田　充男
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可決定

平成２９年（フ）第１１６７号
千葉県市川市大洲３丁目15番２―602号　（ライフパル市川）
破産者　山内　一博
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６０３号
千葉県八千代市八千代台西８丁目28番１号　ダイユウレジデンス八千代台102号室
破産者　渡邊　淳一
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１８７号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区34棟404号、開始決定時の住所千葉県八千代市ゆりのき台３丁目４番地　エルプレシア709号
破産者　大塚　和紀
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１８８号
千葉県船橋市薬円台６丁目７番31―407号、開始決定時の住所千葉県八千代市ゆりのき台３丁目４番地　エルプレシア709号
破産者　大塚　恵子
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２１７号
千葉県習志野市東習志野５丁目11番６号
破産者　佐藤　夏美
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２２３号
千葉県市川市湊新田１丁目１番３―402号（ニューグランベール）
破産者　三角　信彦
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２２５号
千葉県市原市市原177番地15
破産者　伊藤美智子
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２２８号
千葉市稲毛区天台４丁目４番７号
破産者　徳永　雪枝
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係